

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金Q&A

<申請>

Q 申請書の入手方法は

A 原則、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。ダウンロード・印刷ができない場合は、鹿嶋市役所商工観光課・大野出張所・鹿嶋市商工会の窓口までお越しください。

Q 必要書類は

A 鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金申請書兼請求書（様式第1号）、事業活動の内容がわかる許可証の写し、振込口座確認書類（法人又は代表者名義の通帳等のうち口座内容が確認できるページの写し）の3点になります。

なお、個人事業主の方は、本人確認書類（運転免許証の写しなど）が必要になります。

また、必要に応じてその他の書類をご提出いただく場合がございます。

Q 申請の方法は

A 郵送いただくか、市役所商工観光課の窓口にご持参ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止、また、窓口混雑緩和のため、極力郵送での申請にご協力をお願いいたします。止むを得ず来庁される場合は、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。

Q 申請期限は

A 申請期限は、令和2年9月30日の必着となります（3密の防止対策を推進すること、タクシーの有償貨物運送の特例期限が9月30日まで延長したことが理由）。

Q 申請後、協力金はどの程度で支給されますか。

A 申請後、2～3週間程度で支給できる見込みです。

Q 本店の他に支店もありますが、支店の申請も可能ですか。

A 事業所の数にかかわらず1業種につき10万円の支給となります。

1法人が宿泊業、別の場所で飲食店を営んでいる場合は10万円×2業種＝20万円となります。

<業種について>

Q 運輸業、運転代行業、宿泊業、飲食店、旅行業に絞った理由は。

A 商工会を通して実施したアンケートにおいて、大きな影響を受けている業種のうち、不特定多数の方が集まる可能性が高く、3密の防止対策やデリバリー支援に協

力していただきたい業種を選考しました。

Q 対象業種を増やす予定はないか。

A (上記理由に加え)今のところ変更はありませんが、感染や経済状況などに変化があった際には検討していきます。

Q 宿泊業の中には、民泊も入りますか。

A 「旅館業法」、「住宅宿泊事業法」のいずれかの法令に基づく許可または届出の手続きを行った施設であれば対象となります。

住宅宿泊事業法対応標識の写しを添付して、申請してください。

Q 飲食店の対象は

A 食品衛生法に基づく許可を受けた施設のうち、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第35条第1項・第2項に定める以下の業態となります。

- 1 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、レストラン、カフェー、バー、キャバレー等）
- 2 喫茶店営業

また、食品営業許可証中「営業の種類」が「飲食店営業」または「喫茶店営業」となっている店舗が対象です。ただし、臨時営業、露店営業、季節営業等の店舗は対象外となります。

【参考】

スタジアム内の売店は対象外。食品営業許可証はアントラーズが申請し、許可証内の出店場所は英数字などで示されているため、注意する。

Q 持ち帰り・配達飲食サービス業も対象となりますか。

A 飲食店営業として食品営業許可証を取得している店舗であれば対象となります。

Q 1店舗で物販と飲食をしていますが、対象となりますか。

A 飲食店営業として食品営業許可証を取得している店舗であれば対象となります。

Q ケーキ屋が店内に喫茶スペースを設けているなど、複数の業務がある場合はどうしたらよいか。

A ケーキ屋が店内に喫茶スペースなどを設けている場合は、それを行うために飲食店や喫茶店等の許可を取得されていれば対象となります。